

平成 27 年 1 月 9 日
運営会議

大学ポートレート構築等への公立大学協会の対応について

1 公立大学協会の教育情報公表の取組み

地方公共団体の行政機関としての情報公開については、国に先行して条例等による制度化が行われてきた経緯がある。また、それぞれの公立大学では、日頃より地方議会等から様々な情報提供が求められている。このような状況を踏まえ、公立大学は教育情報の公表に対しては、自ら積極的に取り組んで来た。公立大学協会においても昭和 37 年以降、「公立大学実態調査」において公立大学の基礎的な情報を毎年収集し、そのデータをもとに「公立大学便覧」「公立大学ファクトブック」等を作成し、情報提供を行ってきた。

また平成 23 年 4 月に、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令により大学に教育情報の公表が義務づけられた際には、公立大学協会は省令施行に先駆けて「教育情報公表ガイドライン」（平成 22 年 11 月）を定め、各公立大学の情報公表をさらに促進させると同時に、学校基本調査に提出されている各公立大学の基本情報を収集し、一覧形式で先行的に公表する等の取組みを進めて来た。

2 国の教育情報公表の取組み

一方、国においては上記の省令施行を受け、平成 23 年 6 月に文部科学省内に「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」が設置され、同年 8 月にはデータベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みの構築について提言が行われた。この提言を具体化し、国公私立大学の教育情報の公表を国として推進するために、平成 24 年 2 月、大学評価・学位授与機構に「大学ポートレート（仮称）準備委員会」が設置され検討が進められた。

これらの検討には、公立大学協会から浅田尚紀第 3 委員会委員長（当時）が参加し、教育情報の公表については、徹底した公表が望ましいこと、またシステムはシンプルに構築すべきこと等について、情報公表を推進する立場から発言を行った。

一方で大学ポートレートの本格稼働に先行して、平成 24 年度の国公立大学の学校基本情報（学校基本調査で収集している情報）が、公立大学協会が行ってきた情報公表における情報項目・形式を踏襲する形で公表された。

3 大学ポートレート構築の方針転換

このような経緯を経て、大学ポートレートは平成 26 年度から稼働することとなったが、それに先立つ平成 26 年 5 月の公立大学協会定時総会において、文部科学省から公立大学の情報公表については、国立大学とともに大学評価・学位授与機構のシステムを用いて行わ

れるとし、各公立大学に対して平成 27 年度分より毎年の維持費用の負担要請を行う予定であるとの説明があった。その際、負担費用の性質や金額については、公式に明らかにされなかったことから、会員に不安と混乱がもたらされた。

総会におけるこのような説明に対しては、

- ① 大学ポートレートは国の事業として実施するとの方針がこの時点で変更されたこと
- ② 公立大学の情報を管理するシステムは国立大学法人評価に使われるものであり、私立大学については別のシステム（大学ポートレート私学版）が構築されること

等、これまで前提とされてきた整備の条件が大きく変化したことから、本来であれば議論を一からやり直すことが必要であったが、社会に対し情報公表の仕組みを早急に整備することが大学全体の責務であることを踏まえ、文部科学省の説明に対して現実にとどのように対応していくかを早急に検討することとした。

4 方針変更への対応

方針変更への対応に関しては、「公立大学の情報公表に関する検討ワーキンググループ」（主査：中島秀之 公立はこだて未来大学長）を設置した。このワーキンググループにおいては、早速、大学評価・学位授与機構から入手した大学ポートレートのシステム仕様書について技術的な検討を行った。その結果、私立大学のシステムに準じて公立大学独自のデータベースを構築し、大学ポートレート検索画面に接続して情報公表を行うことは技術的に可能であり、経費的にも文部科学省が示した公立大学全体の費用負担額（非公式な説明で年額 3800 万円程度）に比して、はるかに低額と見積もられることが報告された。

一方で、公立大学独自のデータベースを構築した場合に発生する、維持管理や大学ポートレートが改修された場合の対応などの業務に関しては、現在の公立大学協会の事務運営体制で取り組むことは困難と考えられることも協会事務局長等から指摘があった。

こうした経緯を経て、平成 26 年 10 月の公立大学学長会議では、文部科学省からの再度の説明及びワーキンググループの報告を踏まえ、大学ポートレートへの対応方針について、引き続き、次の通りとすることを確認した。

- ① 平成 26 年度については、あくまでも各大学の判断であるが、情報公表を積極的に行う公立大学としては、本システムに参加し、運用開始に協力するのが望ましい。
- ② 平成 27 年度以降については、平成 26 年度の運用が開始された後、その機能と今後明らかにされる費用負担を評価した上で、公立大学としての対応を定める。

5 今後の対応の考え方

現時点の大学ポートレートの整備状況については、大学評価・学位授与機構が構築するシステム上に「重大な瑕疵等が発覚」（大学評価・学位授与機構説明資料）したことから、大学ポートレートへの情報の入力に遅延が発生しており、その機能を評価するに至っていない。

現在、平成 26 年度の大学ポートレートに関しては、多くの公立大学が参加を表明しているものの、保留する大学、不参加を選んだ大学もある。これらの背景としては、平成 27 年度以降の費用負担を含めて大学ポートレートの姿がまだまだ十分に明らかでないことに加え、各公立大学の各年度予算措置において前年度末の要求に対応することは困難であること、あるいは費用負担が地方公共団体による国等への寄附金等の支出と見なされるならば「地方公共団体の財政健全化の観点から不適切」となる等の理由から、平成 26 年度の参加について慎重に判断されていることが考えられる。

公立大学協会の今後の対応としては、教育情報公表を積極的に進める立場から、当面は教育情報公表の補完策を講じることが考えられる。その方法としては、これまで行ってきた公立大学情報の一覧形式による公表を発展的に継続させることを基本とする。

以上

大学ポートレートの整備の経緯と公立大学協会の対応（予定を含む）

時期	大学ポートレートの整備の経緯	公立大学協会の対応
平成 26 年 5 月	22 公立大学協会定時総会において、ポートレートへの参加に関し、平成 27 年度から費用負担が発生することについての説明がなされる。	23 公立大学の情報公表に関する検討ワーキンググループ（第 1 回）を開催（協会が独自の DB を構築する可能性も含めて技術的検討を行う）
6 月		17 公立大学の情報公表に関する検討ワーキンググループ（第 2 回）を開催
7 月		31 第 2 回理事会にてワーキンググループの検討結果を報告（報告概要：情報公表の DB を、公立大学が独自に構築することは、技術的には可能であり、構築費用も低額に抑えられる。）
8 月		
9 月	18 ポートレートの実務担当者を対象とする協議会開催。 24 H26 年度のポートレート参加に関する意向確認を各国公立大学に対して実施。 26 大学ポートレートでの教育情報の公表に係るデータ等の提供について（依頼）	各地区協議会において意見交換。
10 月	1 私学版ポートレートが先行スタート（初旬）国公立大学の公表情報の入力作業受付開始。	11 第 1 回学長会議（兵庫県大）で検討
11 月	28 公表までの作業スケジュールの遅延に関する連絡（メール）の発出	○ 各大学での入力作業が可能になり作業を開始するものの、「遅延について」の連絡を受け作業を中断。
12 月		
平成 27 年 1 月	21 「大学ポートレートに係る教育情報の入力作業について」（事務連絡） 30（予定） 国公立版公表開始	30 第 2 回学長会議で検討
2 月以降	（未定）H27 年度のポートレートへの参加に関する各大学の意向確認を各国公立大学に対して実施。	